

○広島大学学生ボランティア活動助成内規

平成 29 年 6 月 28 日
副学長(学生支援担当)決裁

広島大学学生ボランティア活動助成内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学(以下「本学」という。)において学生のボランティア活動を社会参加の第一歩と位置づけ、自由な発想と行動力で社会貢献を計画し実行しようとする学生の活動を支援するための助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 助成は、次の各号に該当する本学の学生を構成員とする団体を対象とする。

- (1) 本学に学生団体結成届を提出している団体
- (2) 本学でボランティア活動団体を結成して 2 年以上の実績を有する団体

(助成基準)

第 3 条 助成は、次の各号に該当するボランティア活動のための交通費について行う。ただし、本学が指示する交通手段を利用しなければならない。

- (1) 東広島市内の各事業所等において行うボランティア活動
- (2) 公共交通機関の利用が困難な地域におけるボランティア活動
- (3) 営利企業に直接関係がないボランティア活動
- (4) 依頼元から交通費の支給又は交通費に相当する補助がないボランティア活動

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情等がある場合の取扱いについては、副学長(学生支援担当)が決定する。

(申請方法等)

第 4 条 助成を希望する団体は、ボランティア活動を実施する 7 日前までに、行事届及びボランティア活動の内容が分かる書類を提出しなければならない。

2 ボランティア活動終了後は、速やかに、実施結果報告書を提出しなければならない。

(助成の決定)

第 5 条 副学長(学生支援担当)は、助成基準及び申請内容等を考慮して、助成を決定するものとする。

(助成の上限)

第 6 条 助成は、予算の範囲内で実施することとし、1 回のボランティア活動につき、20,000 円を上限とする。

2 同一団体への助成は、年 5 回を上限とする。

(事務)

第 7 条 助成に関する事務は、教育室教育部学生生活支援グループにおいて処理する。

附 則

この内規は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。